

令和6年度 市県民税（個人住民税）の定額減税

令和6年度税制改正において、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税の定額減税が実施されることになりました。

令和6年度の市県民税（個人住民税）の定額減税の概要は以下のとおりです。

対象となる方

- 前年の合計所得金額が1,805万円以下の納税義務者（非課税者、均等割のみ課税者は対象外）

減税額

- 本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円

- ※1 定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。
- ※2 同一生計配偶者及び扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。
- ※3 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方（令和6年度定額減税対象外）がいる場合は、令和7年度の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。

徴収方法（令和6年度）

（定額減税対象者は、期割額の算出方法が例年と異なります。）

① 給与所得に係る特別徴収

（給与所得者の方）

- 令和6年6月分は徴収せず、定額減税「後」の税額を令和6年7月～令和7年5月の11か月で割って徴収します。



② 普通徴収

（事業所得者等の方）

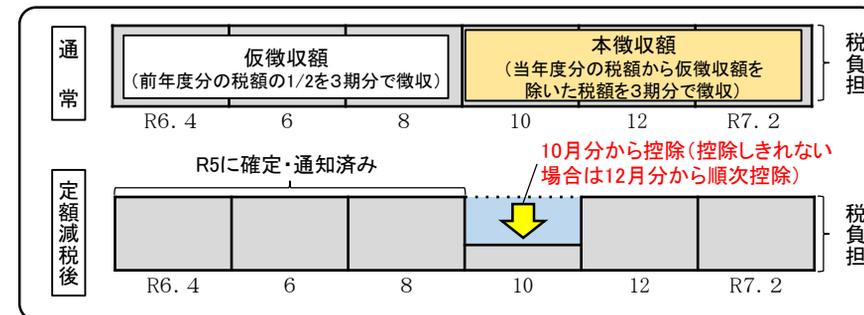
- 定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分（6月分）の税額から定額減税分を控除し、控除しきれない場合は、第2期分（8月分）以降の税額から、順次控除します。



③ 公的年金等所得に係る特別徴収

（年金所得者の方）

- 定額減税「前」の税額をもとに算出された10月分の本徴収額から定額減税分を控除し、控除しきれない場合は、12月分以降の本徴収額から、順次控除します。



その他

- 減税額については、納税通知書の課税明細又は特別徴収税額通知書の摘要欄に記載があります。
- 定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。
- 減税しきれない場合は、別途給付金（調整給付）が支給されます。給付金の詳細は内閣官房ホームページ「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」をご参照ください。
(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>)
- 所得税(国税)の定額減税の詳細は、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご参照ください。
(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>)